

第12回 西宮市・芦屋市ごみ処理広域化検討会議 議事録

【日 時】 令和3年1月20日（水）15：30～17：10

【場 所】 西宮市西部総合処理センター 2階 広報室

【出席者】 【委員】 8名
（西宮市・4名）
田村副市長（会長）、宮島環境局長、
野田環境局環境施設部長、田中環境局環境事業部長
（芦屋市・4名）
佐藤副市長（副会長）、森田市民生活部長、
藪田市民生活部環境施設課長、北條市民生活部収集事業課長

【オブザーバー】 1名
（兵庫県・1名）
木下阪神北県民局県民交流室環境参事

【事務局】
（西宮市）
丸田参事、高橋課長、森川課長、坂井係長、俵口係長、玉置係長
（芦屋市）
北川主幹、尾川係長、三好主査

【傍聴者】 7名

1 開会

事務局（丸田）

本日、大変お忙しいところ御出席をいただきましてありがとうございます。

定刻になりましたので、ただいまから第12回西宮市・芦屋市ごみ処理広域化検討会議を開催させていただきます。

本日の検討会議でございますが、新型コロナウイルス感染予防のため、会議を傍聴される皆様にはマスクの着用をお願いいたしますとともに、会場前に御用意しております消毒液での手指の消毒をお願いいたします。また部屋の換気も行っておりますので御協力をよろしくお願いいたします。

それでは会議の開催に当たりまして、西宮市の田村副市長から一言御挨拶をお願いします。

田村会長

皆様こんにちは。本日は業務御多忙の中、この検討会議に御出席いただきまして誠にありがとうございます。

ごみ処理広域化の検討会議につきましては、これまでの協議におきまして広域化に向けた基本的な事項の合意について、11月中を期限としたいとするスケジュール感をお示ししてきたところでございますが、前回の昨年11月24日に開催しました第11回検討会議で費用負担について意見の集約には至らなかったことを受けまして、いま一度、改めて両市において歩み寄りを検討すべく、今回を最終期限として検討会議を設定させていただいたところでございます。

残された時間につきましては限られたものとなっておりますけれども、広域化に向けて前向きな結論を得るため、各委員におかれましては忌憚のない御意見をよろしくお願ひしたいと考えております。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

事務局（丸田）

ありがとうございました。

本日の会議でございます。西宮市の委員が4名中4名、芦屋市の委員が4名中4名、計8名御出席です。検討会議設置要綱の規定によりまして会議は有効に成立しているということを確認いたします。

なお、この検討会議でございますけれども原則公開となっております。本日の議題等につきましては、特に非公開とする内容はございませんので、公開するというところで進めさせていただきたいと思ひます。

後日、また両市のホームページでこの議事内容につきましては公開してまいりますのでよろしくお願ひいたします。

次に、お手元の資料の確認をお願ひいたします。

会議次第と委員名簿、それから本日の会議資料を配付しております。特に不足等はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは議事に入ります前に、本日オブザーバーとして兵庫県より阪神北県民局県民交流室環境参事、木下様に御出席いただいております。本日は業務御多忙の中、誠にありがとうございます。

それでは会議に入ります。要綱の規定によりまして、検討会議の議長は会長が務めることになっております。それではこれ以降、議事進行は西宮市、田村会長にお願ひいたします。

2 議題

田村会長

それでは私のほうで議事の進行をさせていただきます。会議の円滑な進行への御協力をどうぞよろしくお願ひいたします。

では本日の資料をごらんください。1ページから1として検討会議の

これまでの開催状況、そして飛んで3ページからが2として費用負担についての両市の確認事項、そして少し飛びまして6ページから3として費用負担についての両市の考え方、また少し飛びまして11ページからが4といたしまして第11回、前回の検討会議終了時の状況、そして次の12ページからが5として今回の検討資料、そして最後15ページが6として本日の検討結果となっておりますが、検討結果につきましてはこれからということですので、タイトルのみの状態でございます。

それでは、まずこれまでの議論の確認ということで、資料1ページから11ページまで一括して事務局で説明をお願いいたします。

事務局（丸田）

それでは、資料の説明をさせていただきます。座って説明させていただきます。

まず資料につきましては、先ほど確認がございましたが、1、検討会議のこれまでの開催状況、それから2の費用負担についての両市の確認事項、それから3、費用負担についての両市の考え方、4、第11回検討会議終了時の状況でございます。ちょっと長くなりますが、資料に基づきまして一括して説明させていただきます。

まず資料の1ページをお願いします。

資料1ページと次の2ページにつきましては、検討会議のこれまでの開催状況ということでございます。

平成29年4月27日、第1回検討会議を開催しましてから令和2年11月24日、第11回までについて主な議題、あるいは確認事項等を記載したものでございます。

これまで様々な検討項目を議題として検討してまいりました。その中で例えば、第3回については広域処理組織について事務の委託で検討を進める、でありますとか、第4回では西宮市側に広域処理施設を設置するという前提で検討を進めるとか、そういった整理事項等もございました。第5回では第4回までの検討事項を一定整理したもののについて、中間まとめとして確認をしております。

2ページ、続きでございます。第7回、平成30年12月でございますが、ここでは焼却施設、破碎施設、事業費と効果ということで、その中で中継施設等、広域化に必要なではございますけども、検討の対象から外すという整理もいたしました。併せて焼却施設、破碎施設、個別の検証等も行っております。

そういったことも踏まえて、次の第8回では焼却、破碎の広域化の取扱いのうち、破碎選別施設については広域化の協議の対象から除く、将来課題とするという一定の整理を行って、焼却施設の広域化について検討対象を絞り込んだという大きな流れがございました。少し間が空きま

すが、第9回からは具体的な費用負担についての検討を進めて現在に至っているということでございます。

ここでは施設整備スケジュール等の関係もございまして、本年11月中に基本的な合意が必要ではないかというスケジュール感をお示ししておりますが、その結果として第11回では両市の費用負担についての考え方が意見の集約まで至りませんでしたけど、もう一度持ち帰って検討しますということで、本日の検討会議の開催に至っております。

続きまして、資料の3ページをお願いいたします。

費用負担についての両市の確認事項でございますが、1枚飛んでいただいて4ページをごらんください。

第8回では、具体的な費用負担の検討に先立ちまして、それまで試算しております事業費を基に効果額の試算を行いました。そのときの前提条件が4ページの記載でございます。

次に5ページをお願いします。

4ページの試算の条件を踏まえて試算した事業費について、単独事業費の負担、それから広域の負担額を試算したところ、効果額については大規模側に薄く、小規模側に厚くなることをこの数値をもって確認したということがございました。

次に、3ページにお戻りください。

そういったことをまず確認した上で、第8回検討会議におきましては費用負担の検討に当たって基本的な考え方をまず検討したということで、両市が納得できる費用負担の在り方の観点から一定の公平感を確保する。両市が共同でごみ処理を行う観点から広域化のメリットを両市全体のものとして捉えるという基本的な考え方で、それを踏まえた協議の方向としては、効果額の均衡を図る、また効果額の活用を図るという方向性で、具体的にその方法等を議論しましょう、ということを両市で確認いたしました。

続きまして6ページをお願いいたします。

6ページは費用負担についての両市の考え方ということで、これまで協議してきた内容でございますが、第8回の検討会議以降、第9回、10回、11回とございますが、それも含めた整理とさせていただきます。

まず6ページは検討その1、西宮市からの提案でございます。協議の方向性であります効果額の均衡につきましては、考え方として記載のとおり両市の削減効果率が同じになるような負担割合を考えるということで、削減効果額の比率として西宮市と芦屋で6対4の割合ということを表明いたしました。併せて均等割の導入に替えて金額移行も可とするということも示しております。

その方法につきましては、施設建設費、運営費について処理能力割、ごみ処理量割をベースに均等割というものを併用するという考え方を示しております。

ただ課題といたしまして、施設建設の負担の公平性であるとか、委託市のごみ引受けに伴う環境負荷、処理責任等も考慮した均等割率の検討が必要であると。あるいは均衡が図れない場合は運営費の負担割合についても、例えば均等割を併用する等々の検討も必要であるという課題も併せて説明しております。

次に7ページをお願いいたします。

これはもう一つの協議の方向性であります効果額の活用です。基本的な活用としては、均衡化を図ることによって配分された効果額、これをそれぞれで活用を考えるべきであろうと。ただ効果額は広域化により得られるものであることを踏まえて、広域化を契機に両市が連携すべきごみ処理、環境学習、環境課題等について定期的に議論できるような仕組みを設けてはどうか。あるいは将来のごみ処理、環境課題について連携した新しいことを何か取り組むという場合については、費用負担の在り方も含め、改めて協議をしたらどうかという考え方を示しております。

真ん中の表については、第10回で試算を行いましたときの試算例に基づく図示をしたものでございます。併せて1人当たりの負担額につきましても、第10回で試算した内容を再掲するという形、広域処理をした場合と単独整備をした場合のそれぞれを参考に記載させていただいております。

続きまして8ページをお願いします。

8ページは検討その2、芦屋市さんからの提案でございます。

効果額の均衡につきましては、両市の削減効果額が同じになるような負担割合、効果額の比率としては西宮市と芦屋市で5対5、それから、まずは処理能力割、あるいはごみ処理量割、これを基本といたしまして負担割合を定め、そこで算定された負担額から求められる効果額の差、これを同じにするために試算では28億となっておりますが、それを芦屋市さんから西宮市へ移動するという考え方でございます。その内容を図示も併せて当時の資料を再掲しております。

次に資料の9ページをお願いいたします。

検討その2の効果額の活用の部分でございます。これも第9回資料等の抜粋でございますけれども、均衡にした効果額についてはそれぞれの活用を内訳として詳細に示していただいております。

まず【1】でございます。西宮市に移す28億、これについては環境の創造、環境学習の促進など、地球環境問題にも通じる取組を行うことにより、持続可能な社会の構築に寄与するとともに、ごみ処理を引き受

ける施設に対する環境保全に取り組む。こういった活用方針の下に、この28億を事業費として有効な活用を図ろうと、方法として基金の創設や協議体の設置等々の御提案を頂いております。

それから【2】の活用の内容については、広域処理に必要な施設としての中継施設等の設置、運営についての事業費として活用を図っていくという御提案で、残り【3】の部分については経費の削減に充てられる分という、こういう御提案でございます。

続きまして10ページをお願いいたします。

10ページは両市の考え方の比較で、同じ内容でございます。表にまとめたものになります。

検討その1とその2について、均衡を図る、活用を図る、それぞれの考え方と方法、ただいま見ていただいた内容を表形式にしておりますので、この部分はまた御確認をお願いします。

ここでは、この表の一番右の、それぞれの考え方についての意見を確認させていただきたいと思っております。

まず検討その1に対する意見といたしましては、事例で示された均等割率の導入の割合については第3回検討会議で検討した他の広域処理団体の事例、最頻値、建設費で例えば10%というのがございましたけれども、そこからかけ離れたものであって、市民への合理的な説明は困難ではないか。それから効果額、全体としては130億円ございますけれども、それを分け合って終わるといような形では、両市で確認した費用負担の考え方、効果額を両市全体のものとして捉えましょうということには反するのではないかという御意見を頂きました。

次に、検討その2に対する意見でございますけれども、芦屋市さんから西宮市に移動する金額については効果額を均等にするためのものであり、その活用方法は西宮市が決定すべきではないか。基金の創設、あるいは協議体を設けて両市で活用を検討することは効果額の均衡にはならないのではないかという意見、それから広域化を契機に両市の連携により新たな取組を行う際は改めて協議を行い、両市が効果額の中から費用を負担し合って実施すべき、こういった意見が出たかと思っております。

続きまして、資料11ページでございます。

4番目、第11回検討会議終了時の状況。第11回につきましては、第10回で西宮市が提案した効果額の比は6対4という話がございました。それについて芦屋市さんが回答をするという形での検討でございましたけれども、結果として意見の集約には至っておりません。

その中で他の団体の先行事例という形で口頭での紹介等もございましたし、いま一度歩み寄りにはできないかどうかを含めて持ち帰って検討しましょうという整理の下、11月の期限を少し延ばして次回で最終とし

ての一定の方向性を整理しましょうということになったかと思えます。

その中で検討事項といたしましては、①の先行事例、これは大阪府の茨木市さん、摂津市さんのごみの広域処理の事例でございますが、それが1つ。それから本日の主要な課題になると思えますが、費用負担について改めて検討する。

それから3番目がこれまで具体的な協議は行っておりません、紹介だけしかしておりませんが、電力、これまで検討会議では売電収入という形で試算は示しております。それについても一定の整理をして、密接に関連しておりますので併せて検討してはどうかということで、この3つを本日の検討項目として上げさせていただいたということでございます。

ちょっと長くなりましたが説明は以上でございます。

田村会長

ただいま事務局から前回までの経緯等につきまして説明がありましたけれども、この説明につきまして何か追加で確認しておくべき事項でありますとか、御意見、御質問などはございますか。

宮島委員

時間を取ってもらって申し訳ないのですが、最終回ということできっちり芦屋市さんの意見を受け止めないといけないと思いました。

改めてちょっとお聞きしたい点が2点ございまして、御質問させていただきたいと思っております。

これまで芦屋市さんからは、今回でいう資料の3ページ、費用負担の基本的な考え方、これは両市で確認しましたよねということを繰り返して御発言があり、我々も確認したという認識でございました。これにつきまして、この資料でいいますと8ページ以降に芦屋市さんの案が出ておると。これも明快な内容でございまして、これは理解しておるつもりでございまして。

私が質問したいのは、この基本的な考え方と、芦屋市さんが御提案されている案の橋渡しというか、その連携のところでちょっと私自身が理解できてないところがあるのでお聞きしたいと思うので、まず1点目は、28億円は効果額の均衡を図るために、ごみ処理量割で費用を割った後に、芦屋市さんから西宮市にお渡しするよということでございました。これは、私は4月のときにも聞いたんですけど、今は試算で130億の効果額が出るから、28億円を動かすと均衡になりますよねという、ここはよく分かるんです。

それで、実際にやったときに、事業費が膨らんだり縮んだり、膨らむほうが多いのかなと思うんですけど、そういった場合に20年たったときに精算するのか、いやこれは最初に28億と決めれば、もうそれでそ

のままなんですというところが、私はまだすっきりしないところがございますので。4月の時点では、この130億で話を進めましょうよということで御回答を頂いたのでやってきたんですが、最後の段階になりましたので改めてお教えいただきましたらと。委員さんにお聞きしたらいいのか事務局にお聞きしたらいいのかはちょっと分からないので、よろしくお願ひいたします。

田村会長

ただいま宮島委員からの質問がありました。森田委員。

森田委員

すみません、事務局はちょっと答えが難しいと思います。というのは、この検討会議ではそこまで詰めて話をしたわけではないので、私が今から言うことも、芦屋市としての考え方というよりは一委員としての私の個人的な考え方です。

とは言いながら、実はうちの議会でこの件について質問を受けたかな、どこかで私説明した記憶はあるんですけど、内部の打合せだったか定かではないですが、それはともかく、結論から言うと28億と決めたらそれで行かないとしようがないと思います。

というのは、実際に広域化をやるとなると事業を始めれば建設費は確定しますよね。運営費は毎年確定すると。ただ、もともとの130億という数字は、広域化したならば掛かる費用と、それぞれが単独整備したならば掛かる費用との差額なんですよね。単独整備になるにせよ、広域化するにせよ、額が確定するのはどちらか片方しかないわけです。ということは、比較対象の一方は条件が変わらない。試算でしかないわけですから。実績値と、もともとの試算値を比較して額が確定したからといっても、これはあまり意味がないと思うんですよね。言っていることは分かりますかね。

だから、その比較というのは、同じ条件のものを並べないと比較にならないので、今は広域化費用と単独整備費用をそれぞれ一定の条件の下で試算した結果でもって比較して、130億の効果がありますねと言っていますけど、どっちかになった場合に片方の費用が確定したからといって、もう片方を試算の段階で置いておいて、結局差額は幾らになりましたから調整しましょうかというのは、それがいけないとは言いませんけど、考え方としてはちょっと無理があるんじゃないかなと思います。

これは私の個人的な意見です、一委員としての。ほかに御意見があれば承りたいと存じます。

田村会長

ほかよろしいでしょうか。宮島委員はいかがですか。

宮島委員

明快な御回答をありがとうございます。金額は固定だという、個人としての御意見だったと理解しました。

これは、あと感想ですけど、我々は仮にこの案でいくとなると何か大きな、機械が故障とか、運営費で大きな話が出てくると、ごみ処理量割だけでの負担になるという危険性を負うのかなという不安をちょっと感じるかなというのが今は正直なところだと。これは、また改めて協議のところで評価させていただけたらと思います。

もう1点なんですけれども、これも3ページのところで何回もお話しいただいている、効果額の活用を図ろうよと。この効果額というのは両市全体のものだよということで、何回もお話を確認させていただいたかと思っています。

その中で、我々としてはこの効果額130億、両市であるものの全体が両市のものなんだというスタンスに立てば、何か環境に使うのであれば、この130億かなと思っているんですけれども、なければ当然福祉だとか教育に使うべきだと思っているのですが、この芦屋市さんの御提案に書いてある、この西宮市に動かす28億だけが、ここでおっしゃっているその環境の負荷の低減だとか、環境課題に資する取組の対象だということで理解したらいいのか、その辺はいかがでしょうか。

田村会長

では森田委員。

森田委員

これまで私どもとしては毎回のようには御説明してきたつもりなんですけど、どうも言葉足らずというか、説明の仕方がまずいのか、なかなか御理解いただけないようなんですけど。3ページに書かれている基本的な考え方、効果額の均衡を図るとのことと効果額の活用を図る。これは我々としてはセットだと思っています。それぞれを切り離して均衡を図って、均衡と活用は別ものだとは考えていません。

費用負担の問題と絡むんですけど、これまでもずっと議論になっていますように、そもそも均等割を幾らに設定するんだとかいう話がありましたけど、我々としては絶対にそれでないといけないというわけじゃないんですけど、それこそこれまでの検討会議の中で、かなり初期の段階、第3回で先行事例なども確認して、大体こういうところが多いよねというところを確認しています。だからそれで行こうとはなっていません、決まっていますよ。ただこういうところが多いよねと、これぐらいの水準というところが多いよねというのが確認できたので、大体それを前提にこれまで議論を重ねてきているわけなんですけど、ただその結果、経費削減効果というのが非常に偏りがあると。これはいわば規模のメリットの裏返しみたいなものですから、それは具体的にいうと7ページの全量を

ごみ量割でいうと130億のうち西宮市さんが37億で芦屋が93億やと。受け入れる西宮市さんがこんなに少ないのじゃ、なかなか御納得いただけないよねと。それは我々も承知していますので。多分、先行市でこんな議論をしているところはないんです。だから我々は非常に新たな切り口でもって、こういう世界に飛び込んでいったということですよね。

それで、芦屋が93億もメリットを手にしていうけれども、結局、これは計算結果としてこうなるので、ここを圧縮するというのは非常に難しい話なんです。だけれどもそれをやりましょうと。やりましょうなだけで、なかなかそれは実際には困難な話なんです。だから、実際に現金を移転して、ここを均衡しましょうと。その均衡というのはどういう水準だという議論はまた別にあるわけですが、それについてはやっぱり何らかの理由とか理屈がつかないと、単に現金の移動だけではできませんよねということです。

それで28億が、28億フィックス、それはびた一文も負からんとかどうかということを行っているんじゃないかと、理屈なんです。そこで、先ほどの3ページのところで、基本的な考え方ということで効果額の均衡と活用と、これはセットやということは、だから活用ということが、そこに大義があるのであれば、その費用負担の均衡のために追加の費用を負担しましょうという判断をしたわけです。言っていることは分かりますかね。

だから普通のというか、先行事例を見たら、多くの広域処理団体では均等割がその建設費の10%とか、運営費がゼロとかいうところで終わっている話なんですよね、費用負担としては。だけれどそれより踏み込んで、さらにここでいったら28億を出しましょうというからには、その部分についてはそれ相当の大義名分が要りますよということが、こっちの立場です。

だから、それに使うためには効果額の活用を言っているのもあって、何も細かい箸の上げ下げまで口を挟むつもりはないですし、その28億のうちの一部を芦屋市のために使ってくれと言ったこともないですし、そういう意味です。

さらに申し上げれば、その130億という数字と28億という数字は、これも私、実は比較的後のほうになって気がついたんですけど、全然意味合いが違うんですよね。というのは、130億というのは先ほどの御質問にもありましたけれども、あくまで試算値ですね。もし広域処理をした場合と単独整備をした場合の差が130億ですよと。これをどう割り振りしましょうかということで長らく議論が続いているわけですが、あくまで試算値であって紙の上の数字です。もちろん怪しげな数

字じゃなくて、この会議で確認してきた数字ですから根拠もあるし、それを了として我々はここまで4年にわたって検討しているので、それは間違いないこと、それは了として話をしていますけど、何が言いたいかという、この130億なんて数字は予算にも決算にも上がってこないんですよ。バランスシートにも出てこない、そういう金額なんです。ということで議論をしている。だからそのところの議論というのは自由に議論をしたらいいと思うんです、それをどうするというのは。

ところが、28億円という金額を移しましょうという話になった途端に、28億かどうかというのはまた別の話ですけど、例えば28億を芦屋市から西宮市に移転しましょうかとなったら、これは明確に予算に計上しないとイケないんですよ。ということは、使途の明らかでない金額を予算に計上するなんてことはできないじゃないですか。そういう意味でもやはり目的というのは、ある程度は明らかにしておいていただかないと、財政規律上もあり得ないですよ、こんな支出は。ということで申し上げていると御理解いただきたいと思います。

田村会長

どうですか。

宮島委員

今非常に明確にお答えいただいたと、私も理解したつもりです。

それで、私なりに今理解したことをもう一遍申し上げますと、私も基本的な考え方とリンクするところにちょっと迷いというか、分からないところがあったんですが、こういう考え方でいいんですか。基本的な考え方を除けて、建設費、運営費はごみ処理量割でいきましょうと。ただ西宮市への配慮としてフィックスした金額、仮に28億を動かしましょうと。動かすについては予算計上からいけば目的が要るので、その目的に沿った使い方をしてくださいよと、こういう話で。何か均衡化するために渡すよとか、基本的な考え方で捉まえた、環境の、両市共通のものとして効果額を考えましょうよと言われると、両市共通の効果額は130億全部ちゃうのかなと迷ってしまうんですが、今私が理解した内容でほぼ合っているのでしょうか。

田村会長

いかがですか。

森田委員

ほかの委員さんがどう思っておられるかは分かりませんが、私個人の、一委員としての理解で申し上げますと、130億というのは広域処理をやるから生まれてきたメリットなので、これは両市共通のものとして捉えましょうというのはそういう意味です。

それで、両市共通のものなんだから、効果額の均衡と活用、それはセ

ットで考えましょうねと。だから両市全体のものだからどうなんだといったら、それは均衡と活用をセットで図りましょうと。だから配分をどうするとか、それとその使い道、活用方法というのはセットで考えましょうということなんですけど、それを抜きにして逆にそのごみ量割で費用の負担を決めた後に、なおかつ資金の移転を行うというのは、どこにその根拠を置くのかと、もうここしかないんですよ、と私は思っていますし、おおむねこちらの理解はそうなんです。

田村会長

いいですか。

宮島委員

何回も申し訳ありません。

それでしたら具体的に資料の9ページでございます、ちょっと見ていただきたいんです。ここに芦屋市さんが28億を動かすという案の図みたいなのを事務局がつくってくれています。28億は当然予算計上しないといけないので、使途は決めないといけないでしょうというお話はよく分かります。それで西宮市の37億、芦屋市様は中継施設に43億を使われるということで22億、ここは教育に使おうが福祉に使おうが、それは自由だという理解をさせていただいていいのでしょうか。何か両市共通のものだから、環境のために使うんだよということじゃないと理解していいのでしょうか。

田村会長

いかがですか。

森田委員

37億というのは、例えば5ページ、ほかのページにも出ていますが、5ページ、これは純粋にごみ量で割ったらこうなりますよという話ですよ。だから黙ってても37億というのは西宮市さんに、広域化すればもともとあった費用なんですから、その使い道にまで口出しするつもりはないです、芦屋市として。

問題は先ほど来申し上げているように、では28億を移して効果額をイーブンにしましょうと。ただ28億ものお金を予算計上して動かすのに、使い道は何に使われるのか分かりませんよでは、こっちも予算を充てられませんのでね、それについては細かいことはどうでもええんですわ、大義名分を下さいということなんですよ。

だから環境のために使ってくださいというのは、その程度といたらちょっと語弊がありますけど、大きな目的としてそういう大義名分が、例えばうちも何とかそういう支出が、分かりませんよ予算計上ですから、議会でその予算を否決されてしまえば元も子もないんですけど、それぐらいだったら何とかこちらも議会で説明に耐え得るかなということ

で申し上げているので、先ほども下品な言い方をしましたけど、箸の上げ下げまでこちらが言うつもりはありませんので、大義の旗を手にとれば何とかここは行けるでしょうと我々は判断させていただいたわけです。そういう意味合いで御理解いただければと思います。

田村会長

確認できましたか。

宮島委員

最後にします。そしたらもう一度改めて、3ページの費用の基本的な考え方の広域化のメリット、効果額を両市全体のものとして捉えるという内容でございます。

これは、我々は130億がこれだと思っていたものですから、その活用を考えようということで、130億全体を環境に使うんやったら使うんやろうと、使わへんのやったら福祉という話なんです。ここは28億という理解でいいのですか。それともやっぱり130億がこれの対象なんだよということで確認したということになりますでしょうか。

森田委員

先ほど申し上げたように、この130億というお金は予算にも決算にも出てこないんですよ。芦屋市の金庫にも西宮市さんの口座にもないんですよ、今後も入らないんですよ。あくまで試算値ですから、その使い道、これは何に使ってよろしいのですかという議論自体がちょっと違うと思うんです。

ただ28億円、今仮に28億円については、これは芦屋市が予算に計上して、西宮市さんに何らかの形で、負担金か拠出金が知りませんが、そういう形で実際に支出しないといけないお金ですから、それについては目的、何に使われるか分かりませんなんていう、そんな予算計上はできませんのでね、せめて大きな大義名分はないと、それは難しい。

要らんことをついでに申し上げれば、基金ということをいうと拒否反応があると思うんですけど、別にうちは例えばということで申し上げただけで、基金にこだわっているわけではないです。ただ基金というのは目的って、ばくっとした表現でいけますよね。だからその程度の目的だったら、その環境目的の基金に拠出するというのだったら十分予算計上という観点では、その金額のオーダーとかで議会がどう判断されるかは分かりませんが、我々としてはそれぐらいだったら、この基本的な考え方に基づいてやるのであれば、何とか御理解を得られるのではないかなと思ってそういう判断をしたということでございます。

田村会長

いいですか。

宮島委員

何回もすみません、貴重な時間をありがとうございます。よく分かりました。

田村会長

ではほかに何か確認しておきたい事項はございますか。

野田委員

西宮市の野田でございます。

この場合は改めて各市の考え方を述べさせていただくこともありかなと思いますので、2点ほど、西宮市の考え方を改めて述べさせていただきたいと思います。

先ほどから費用の負担の均衡化について等もお話が出ているんですけども、西宮市のその考え方です。6ページから7ページにあります検討その1の考え方の中で、効果額を均等するために均等割率を入れましょうと、具体例の中で、7ページの。33%、58%。確かに第3回で示した事例の中では10%というのが一番多かったというのがありますでしょうけれども、その事例の中には50%以上というのも確かにあったかと思えます。

ですから、これは各自治体様が広域化に取り組むに当たって、各市の事情を勘案した中でパーセントを決めているのかなと思います。それはあくまでも私の考えでございます。

その中でこの7ページの一番下です。1人当たりの負担額を2行ほど記載しておりますけれども、単独整備の場合でしたら西宮市が13万円ほど、芦屋市が19万円ほどかかりますよと。これはおよそ西宮市の、芦屋市の場合は1.5倍かかりますよと。広域処理になった場合でも、この割合でいきますと西宮市が9万7,000円、芦屋市が14万円。これも大体1.5倍、芦屋市のほうがかかるという比率になるのかなと。

今度は縦で見ますと、西宮市の場合でしたら、単独整備に比べて広域処理は大体74%でできますよと。芦屋市を見ましても、これまた同じく74%ほどでできますよと、広域になればですね。という数字になってくるのかなということが、この数字からは見られるかなと思います。

そのように考えた場合には、3ページに記載してあるような基本的な考え方にある一定の公平感というのは、この1人当たりの負担額から見れば極めて公平なのではないのかなという考えもあって、結果的に6対4になるということなんですけれども、6対4という考え方を前回お示しさせていただいたということでございます。

それで、もう1点ですけれども、これは芦屋市さんの検討その2の、9ページです。この②の芦屋市さんの43億円、【2】の43億円でございまして、これは西宮市の考え方といたしまして、両市に配分

される効果額は、それぞれの市でその活用を考えましょうという考え方をお示しておりましたので、特にこの43億円について今まで論議もしてこなかったわけなんですけれども、この43億円が将来的にどうなるかは分からないかと思えます。これを削減されたからといって、再度削減効果額の均衡化についてもう一遍協議しましょうとか、そういった考えは持ち合わせていないということだけ、今ここの場でお伝えさせていただきたいと思えます。

以上でございます。

田村会長

今のは意見ですか。

野田委員

意見で、特に回答を求めるようなものではございません。

田村会長

この点について何か、よろしいですか。では、今の以外に何か確認しておく事項、御意見、御質問はございますか。

なければ本日の本題に入りたいと思えます。12ページの5、今回の検討資料に入らせていただきます。

そのうちの、まず(1)先行事例の報告について事務局から説明をお願いいたします。

事務局(丸田)

それでは、資料は12ページをお願いいたします。

前回の会議の中での1つの御提案といいますか、当市に対しまして他市の事例、これについても新たな話ということで、時間が許す限りそういったことも調べてはどうかということがございました。

それにつきましては、資料として大阪府の茨木市さん、摂津市さんのごみの広域処理について、連携協約という地方自治法上の広域連携の仕組みがございますけれども、その協約を締結されているという、この協約書の写しをこの資料として掲げさせていただきました。

基本的にホームページ等、両市のホームページで調べさせていただいたり、また茨木市さんには、お伺いして聞き取りもさせていただきました。1つの考え方の事例ということで御報告させていただきます。

茨木市さん、摂津市さんにつきましては、平成26年に摂津市さんから広域化の検討依頼があって、それを契機に検討を開始されたとお聞きしております。平成30年12月にごみの広域処理についての基本合意を交わされて、連携についてはいろんな考え方がある中で、広域連携の安定性なり継続性を勘案して、またこの連携協約については紛争解決処理といいますか、そういった仕組みも入っているんだと。ちょっとこれは中身が難しいので、詳細は省略させていただきますけれども、そうい

ったことでこういう手法を用いて議会の議決を経て協約を締結したそう
でございます。

それで、この連携協約の中身、これをお示ししたのは、費用負担につ
いてもこの協約の中で定めておられるという、第11回のときに口頭
ではその費用負担の割合について御検討があったと思いますので、そこ
を確認させていただきます。

その前に、連携協約ですので、両市の一般廃棄物の適正処理について
の役割分担を定めているということがまず1点ございます。費用負担に
ついては廃棄物処理施設の長寿命化及び整備に要する経費、それから廃
棄物の処分に要する経費、これは第6条の1号、2号、それから右の3
号で周辺環境対策に要する経費をここで定めておられるということで
ございます。

費用負担の割合で見ますと、廃棄物処理施設の長寿命化及び整備に要
する経費、これは我々でいうところの建設費に相当するものとお聞きし
ておりますが、各経費の100分の40を均等割、100分の60を人口割。
それから、廃棄物の処分に要する経費、これは我々で検討している
ところの施設運営費に当たるとお聞きしておりますが、各年度経費の
100分の33を均等割、100分の67をごみ量割。それから、周辺
環境対策の経費については、前条第1項に規定する事務の開始の日、こ
の広域処理については連携協約という仕組みと、それから同じく地方自
治法上の事務の委託の組合せとお聞きしております。これについては、
広域処理による事務の開始の日から1年を経過するまで、いわゆる広域
処理を開始することによって発生することが考えられるものについては
両市で均等に負担をしましょうと。

それ以上経過する場合も当然でございますので、その場合については廃
棄物処理施設の長寿命化及び整備に要する経費における負担割合を適用
しましょうと。具体的にどういうことに使うかというところまでは定め
られていないと聞いております。

事務の委託等の事例は一般的に把握が難しいところで、たまたまこう
いう事例があるということでございます。同じく事務の委託という運営
形態の中で、均等割を用いられている1つの事例ということで、ここで
報告させていただくということでございます。単純に人口比、あるいは
ごみ量比で案分するという考え方ではなくて、一定部分を均等割という
形で導入されているとお聞きいたしました。

多分、その割合についてはそれぞれの試算値等々、御事情があるの
で、その率云々はあれなんですけれども、本来は固定的経費という均等割
の役割ということもございますけれども、事情によってはこういう使わ
れ方もしているという1つの例ということで、今回お示ししてござい

す。

説明としては以上でございます。

田村会長

先行事例として茨木市と摂津市さんの例が報告されましたけれども、このことにつきまして何か御意見、御質問はございますか。

森田委員

時間のない中でお調べいただきましてありがとうございます。私もし時間があれば時間の許す限りということでお願いして、ここまでしていただいて大変申し訳なかつたです。

今の御説明の中で、盛んに事務委託だからとか連携協定ということがありましたけど、これは前にも申し上げたんですけど、事務の委託だからとか一部事務組合だからということで、その費用負担、なにか、その均等割の割合が影響を受けることはないんじゃないかなと思いますので、あまりそこは、私は意識をしていませんということが1点です。

それと、これは第3回の検討会議ですから随分前ですけど、そもそも事務委託でいきたいと思います、そういうことで確認してきた理由というのは、迅速な意思決定が可能、法人設立を行わないため組織の改編が不要で、一部事務組合に比べると財政面も含め効率的な運営ができる。その他各項目においても全般的に優位性があるという評価をして、それをこの場で確認して事務委託にしようということにしたので、均等割がどうのこうのということとは一切関係がないという理解を私はしております。

それと前回、私が宿題みたいな言い方をして大変申し訳なかつたんですけど、この茨木市と摂津市の事例で、均等割でこういう高い割合を適用されている例がありますよということで、前回、宮島局長さんから御紹介がありまして、私がそれじゃ調べてみてくださいというのは、別に局長さんが言われた数値を疑ったわけではなくて、だからこんな資料をわざわざ出していただく必要もなかつたんですけど、私が知りたかったのは、その盛んに最頻値でこうなりますよねと、世間相場からかけ離れた均等割率を設定しているところも数は少ないながらあるので、じゃあそういうところというのは、なぜそういう割合を適用しているのかなと、その考え方とか事情とかというのを分かる範囲で調べてもらったんですけど、もちろんそんなことがこういう協定書の中に書いているわけもないので、そこはちょっとよく分からなかつたということです。

実は私どもでも、限られた範囲ですけど、均等割率で高い割合を設定しているところに幾つかお話を聞いてみたんです。もちろんそのお話をお聞きするについては、こんな公開の場で御紹介するという前提でお聞

きしておりませんので、団体名は伏せさせていただきますが、2パターンほど御紹介いたしますと、1つはたしか4つか5つか6つかぐらいの団体で構成されている一部事務組合だったかな、ここの均等割率はごっつい高いんですよ。ところが、その内訳を見てもみますと、私も均等割というのは割り勘だという頭があったんですけどそうではなくて、その均等割の中でも規模の大きいところと小さいところには差をつけているという均等割の設定の仕方をしているところもありました。

もう1つは、これは規模の小さいほうが委託側で大きいほうが受託という、ちょうど今我々が議論しているような感じのところなんですけど、ここも均等割率は結構高くて、いわば小規模のほうがごみ量割を基礎とすれば、要するに世間相場からいうと非常に高い均等割で負担をしているというところで、どういう事情があったんですかとお聞きしたんですけど、これはかなりデリケートなのでこういう場で言うのは気をつけないといかんですが、もともとその委託側が自前の処理施設が老朽化してきて、いよいよ建て替えないといけなくなったと。ところが、これは我々からするとどうしてそんなことが起こるのかと思うのですが、建て替えようにも市内に建設用地が確保できなかったというんです。もうやむにやまれずお隣の市にお願いしたということで、頼まれたほうもいろいろ事情を抱えてたんでしょうけど、そんなこんなで、いったらほかに選択がなかったの言い値で買ったみたいな、買ったといったらおかしいですね、言い値で受け入れたみたいなところがあったようです。もちろんもっといろんな事情が双方にあったんだとは思いますが。

要らんことをついでに申し上げると、ここの受・委託の場合はさらに強烈な要素がついていて、どうもそのごみの搬入については一般道とは別に専用のアクセスルートをつくれという話があって、何か専用の連絡橋を委託側の費用で建設をすることになったということなんです。どんな橋、どれぐらいの長さの橋でどれぐらいのお金がかかったのかは、私は怖くてよう聞きませんでしたけど、普通に考えたらトラックが行き来するような橋を造ろうと思ったら、何億というオーダーじゃないですよ。多分、数十億円の費用がかかっていると思うんですけど、要するにそういうことがあるんです。それがおかしいとか、いけないとかいうつもりはさらさらなくて、要するにそういう個々の事情に応じてはそういうこともあり得るということです。

このことは、私は今までもさんざん繰り返して申し上げてきたつもりなんです。何も均等割で建設費を10%でないといかんやなんて、一回も言ったことないですよ。ただ、その辺に寄りついてますよねと、そこに収れんして、要するに世間相場的にはその辺にあるんじゃない、そこが一番多いですよというので、だからそれぞれの事情で、それぞれの

率を適用するのは全然構わへんのですよ。

だから我々が今議論している中で、そういう事情がお互いの中にあつて、それが市民や議会に対して御説明して納得できるような事情が見いだせるのであれば、それなりの率を設定したらいいと思うんです。ただ、私はこれまでの4年にわたる議論の中で、そういう見方には立てていないというのが一つあります、これは均等割に関する議論です。

ところが一方で、その経費削減効果というのがあまりにも偏りがあるんじゃないですかと、御負担をかける西宮市さんにあまりにも少なく、芦屋市のほうが多いというのがあるから、じゃあこれはちょっと、そこはある程度の均衡を図らないといかんねと。ところがさっき言った話ですよ。試算上はそうだけど、実際に現金を動かすとすると無条件で動かさませんよねと。やっぱりそこには一定の考え方、大義名分というのが予算計上する以上は要るんだから、そこについては、それは持たせてくださいね、大義名分をというのが我々の考え方です。

話が全然あれなんですけど、検討事項というか、いいんですよ、こういう事例があるということは、茨木市さんとか摂津市さんの。だからそれぞれの事情において、それぞれの率を設定しているというのはもとより分かっているつもりですので、ただ我々がどういう率を設定するのかというときに、あえてそういうレアケースを取り出して、ここはこういう率を使っているからこれを適用しようかということに、何でなるんですかというところが、ちょっと私にとっては理解の難しいところです。

田村会長

今のは御意見としてお聞きしてよろしいですか。

森田委員

はい。

田村会長

ではほかに。宮島委員。

宮島委員

ありがとうございます。我々もこの茨木と摂津の分があるから、これにしようよというのは、さらさらそういうつもりはなくて、あのときは第9回でしたか、ちょっと目をむくような数字ですよねというお話だったので、いろんなやり方があるんじゃないですかと。例えば茨木、摂津はこんなのでやっておられます。それで、私も第3回でどんなやり取りをされたのかなと思って、当時の御発言を見ますと、中には用地の取得費も入っている分があるんだと、この第3回に出した10%の最頻値。だからいろんなケースがあるので、何もここに収めんする必要はないよということで委員さん、あるいは事務局からの意見もあつて、当時両市で確認したのかなと思っていますので、我々としては何がスタンダード

というのではないかと、いろんな場所のやり方によって定めて、それが議会なり市民の御納得を得られるのであればそれでいいんでしょうというスタンスでございますので、お調べいただいてこんなことを言うのは恐縮なんですけど、茨木、摂津やないとあかんよと言っているつもりはございませんので、御理解いただけましたらと思います。

田村会長

ほかはいかがですか。

何が正解というのはなかなかなくて、それぞれの両市での協議の中で決めていく話かなとは理解しています。

ではほかはないようでしたら、次に13ページの本日の検討項目につきまして、事務局から説明をお願いします。

事務局（丸田）

引き続きまして説明をさせていただきます。資料としてはまず13ページをお願いいたします。

本日の検討項目でございますが、先ほど先行事例の報告をいたしました。続きましては、もともと前回の会議の整理事項であります費用負担について、いま一度検討しましょうということについて、費用負担の協議の方向性として定めていました効果の均衡と活用、基本的にはそれをどう考えるかということになるのかなということ、ここにお示ししているのは、現在それぞれの考え方を示しているという、簡単な書きぶりにしておりますが、西宮市は削減効果の率、割合を同じにしましょうと。その結果としては現行、試算として6対4の効果比ということになっております。それから、芦屋市さんはもともと御提案いただいている内容、削減効果額を同じにするという形、比でいきますと5対5と、こういう形になっているということをご示ししています。

それから、2番目が効果の活用でございますが、これもどう考えるか。ここに記載しているのは先ほど来、説明させていただいて、確認もしていただいた内容です。西宮市は、それぞれで配分した効果額を活用しましょうと。ただし環境課題、学習について定期的に議論する仕組み、協議の場を設けて議論をしましょう。そこで例えば新たな取組を行うという場合には、費用負担も含めて改めて協議しましょうと。括弧書きには効果額の内から出し合いましょうみたいな形にはなっております。

それから芦屋市さんは、まず効果の均衡に当たって西宮市に移動する28億円については活用を検討し、持続可能な社会構築の費用、焼却施設の環境保全に活用しましょうと。併せてその他の部分については中継施設、広域化に必要であるということで、その整備、運営にも活用しましょうというところがございます。それらをどのようにもう一度考える

のかどうかというところかなと考えております。

それから資料14ページをお願いいたします。

これは③といたしまして、これまでどう検討するかという具体的な内容までは議論してなかったと思いますが、費用負担を考えるに当たって、第10回でもこの図はお示したかと思えますけども、1つの関連といたしまして、検討会議の中では広域処理によって、エネルギーの回収効率が高まって、例えばそれを売電収入と考えたときに、20年間で110億程度を見込めるという試算をお示しているところです。

それが広域化であれば、ごみ排出量で例えばそれを配分した場合に幾らになるかということが、この表の広域化と書いている部分、82億が西宮と、芦屋市さんが28億、おおむね比率としては大体3対1となっております。

それから下の段が単独で整備した、これも試算値ですけども売電収入が、西宮市が67億、芦屋市さんが11億と、いわゆる広域のその収入見込額と、単独のそれぞれの両市の合計額との差、ここが売電効果額となろうかと思えます。

全体として試算としては32億と、これも含めてどのように考えるのかということも併せて、一定の整理を行うに当たっては必要かなということで、ここに上げさせていただきました。

説明としては以上でございます。

田村会長

13ページはこれまでの内容についてまとめていただいてまして、14ページはあくまでも試算の結果が掲載されていますけれども、前回最後で改めて検討をお願いしたところがございますけれども、検討された内容で何かこの場で御提案されるようなことはありますでしょうか。

宮島委員

私が最初に長々と時間を取ったものですみません、時間がなくなってきて。

私どもは第11回のときに何か歩み寄りをとということで、会長からも御指示をいただきまして、どこが一番芦屋市さんの琴線に触れるといたしますか、歩み寄りの合意をいただけるのかなということで、経済学の先生に聞いたり、本来はどうあるべきかという話をいろいろ揉んでまいりました。

最初は、削減効果の均衡のところ、4月のときには確かに5対5と申し上げていて、様々な事情もあって削減効果額を6対4に変更させていただきました。このところは我々ももう一度改めて見直す必要がある、合意するためには見直す必要があると考えておまして、大きな考え方を変えたいと思っています。それは、両市は規模が違うんですけど

も、そこで生まれた効果額、これにつきましては折半で分けましょうよというのが1つ私どもの考え方として持ちたいと。

もう一つ、さもありませんながらそれプラス施設ができる側、処理責任を負う側の西宮市に芦屋市さんから一定配慮がいただけないかなという、この2点で今回の歩み寄りという案を策定したつもりでございます。

具体的に申し上げますと、資料には掲載してないですが、7ページをごらんいただけますでしょうか。ここに今西宮が示している具体例というところがございます。この建設費の割合、均等割33%、処理能力割67%、これはこのまま。運営費の58%を33%に、処理量割を67%に、こうすることによりまして結果的に効果額はぴったり5対5ではございませんけれども、これに非常に近づく額になると考えておきまして、いわゆる効果額につきましては5対5に近いところでいかなもののでしょうかということが1つでございます。

2つ目でございますが、13ページに戻っていただきたいのですが、②の効果額の活用のところでございますけれども、これは先ほど私は西宮の考え方を述べさせていただきましたが、効果額130億、これで何か一緒にしようよということの姿勢は変えたくない、変えないんだと。ただ何も特になければ、これは福祉や教育、行政需要の必要なところに使っていくのですが、両市でこれをやってみようよということであれば、130億全体を全部使うかどうかは別といたしまして、財源として何か環境にいいことをやってみようよ、そういった協議の場を設けよう。ここは以前と変わらないということでございます。

最後でございます。電力はこれまで全然協議をしてこなかったんですけど、最初に申し上げました、この表でいうピンクのところ。両市を広域化することによって効果が出る分は折半にしようというのは基本的な考え方なんですけれども、ここでこの分につきましては西宮に配分いただくことで、西宮市への配慮ということをお願いできないかなというのが、我々この1か月あまりでございましたけれども、ない知恵を絞って持ってきた案でございまして、この場で御協議いただけたらなと思います。

以上でございます。

田村会長

宮島委員から提案がありましたけれども、これについて何か御意見、御質問はございますか。

森田委員

今日、最後なんですよ。最後にこれを提案するからどうやと言われて、要するにここで答えないと終わっちゃうわけですよ。ちょっとそれは会議の進め方としていかなんでしょうか。

要するにボールを投げて終いみたいな、返すんやったらこの場で返せみたいな話でしょう。1か月も検討されていたと、それやったら今ボールを投げられたら、こっちだってそれぐらいの時間がかかるじゃないですか。ちょっと今の投げかけ方は極めて遺憾でございます、内容以前の問題として。

宮島委員

すみません、我々の認識が違っていたのかもしれないですが、前回、11回でしたか、両市で一遍持ち帰って検討してみなさいよという御指示はあったと思いましたので、我々はそれに一生懸命応えたということでございまして、今回が最後だということは両市で確認しておったかとは思いますが、その辺は我々としてはそういう理解でおりました。

森田委員

じゃあ我々がそれに沿わなければ、要するにもうこれは不成立ということになるんですかね。

じゃあ芦屋市の考え方というか、それで申し上げますと5対5、これはがちがちと言ったことは一度もないです。ただ6:4まで行くとちょっときついというのはありますよ。今日の資料でいうと6:4でいうと7ページの表がそうですよね。ということは、ごみ量割ベースでいうと芦屋に93億あったやつを50億までにしようということですから、43億を移すという話ですね、何らかの方法で。方法は均等割を使うのか何を使うのかは別として。

43億というたら、今中継施設に係る費用が43億ということなので、要するに50億にするということは、ほとんどこちらのメリットとしてはきついなということ、それはあるんですが、だからといってじゃあ5対5からびた一文負からんということを使うつもりはないです。じゃあ幾らなんだという、それをここで詰めて、この今日の会議で詰めるのかというのはありますけど、ぐじゃぐじゃ言っているかもしれないので、こちらのこだわりどころは1点だけです。これは常に今まで申し上げていたんですけれども、要するに、こちらが追加負担というとおかしいかな、世間相場より離れた部分の負担をやりましょうということは、随分前にこちらは踏み込んでいっているわけです。それが今、ごみ量割プラス28億ということなんですけど、その部分については大義名分が要りますよと、そこについては整えていただきたいと、これはずっと言い続けていることで、その部分については変わりません。

5対5が、6対4はきついですが51対49とか52対48とか、そんなところぐらいの話でしたら、こちらは別にこだわらないですし、均等割についても、これ均等割はどこまで行けるかと、一切入れるのはおかしいとか、最頻値以外は受けられないということではないですけ

ど、先ほどお示しされた考え方というのは、要するに130億を65億ずつにするための、逆算したらそれになるということですよ。均等割はそういうものじゃないですよというの、これは前も申し上げたとおりで、だから中間なんですよ、こちらの主張は。だから、そういう決め方については受け入れ難いということです。10%以外は受け入れないと言っているわけじゃないですけど。

田村会長

議事の進め方ですけども、前回最後に歩み寄りができないかどうか、改めて検討をお願いして、それぞれ御検討いただいてきたと思っています。ですので、この場で提案して、それが正直それぞれの市で受けられるラインかどうかの判断はこの場でもできるのではないかなと考えているところなんです。

今の森田委員の考えですと、芦屋市さんはなかなか宮島委員の提案は受けられないという話ですか。

森田委員

じゃあ、もう一回整理させてください。私も誤解していた部分があるので。

5対5はオーケーです。何やったらそれより踏み出しても構いません。均等割は、今御説明のあった出し方というのは、ちょっとこちらは難しい。環境目的ということで追加負担する、追加負担については逆ですよ。追加負担をするについては環境目的という大義名分が要る、これは最後のこだわりどころです。ここがなかったら、最初から言っていますとおり、要するにこちらは予算計上する以上、そこは説明がつかないので難しいということでございます。

田村会長

では宮島委員の提案についての御意見ですけども、何かありますか。

宮島委員

売電のほうは。電力のほうは。

田村会長

売電についてはいかが。

森田委員

売電については、この検討会議で検討されていませんよね。ここでどうと言われても、ちょっとそれは難しいというのと、もう一つ大きな観点で言うと、今、非常に環境問題というのは大きな変動の中にあって、それも去年、菅総理が2050年のCO₂排出ゼロということを書いて、ガソリン車もなくすというような、そんな急激な変化がある中に、例えばこういう売電なんかもどうなるのかというのは、よくよくこれは電力

の取扱いというのもこれから協議していく必要があると思うんです。だから、ここをこの利益の32億という、これも試算値ですけど、これを取引材料にしてどうのこうのというか、ここは何か別途違う形で、要するに我々は負担金をどうするという議論の中で、ここをそれに絡めて今まで議論を全然してないことを持ち出してきて、そこを何かの取っかかりにするというのは扱いとしては違うのかなと。

前回、お互いに歩み寄りのところで、ここまでが範疇に入るとはこちらにも思っていないので、そこについてはそれを受け入れるとか受け入れないとか以前の問題として、ここの扱いは別にすべきじゃないかなと考えています。

田村会長

宮島委員どうぞ。

宮島委員

我々は御指示の範疇で精いっぱい考えたつもりであったんですけども、5対5の部分は5対5に限らずいいよと。それで33%が高いとおっしゃっているのであれば、こちらからとしてはどれぐらいなら御説明がつくのかというところをここで話し合わないとな前に進まないのかなと。

私どもはいろんな形があるので、何%というスタンダードはないんでしょうという立場なので、33%ということをおし上げております。そのところは何か御見解をお示しいただけたらと思うんですけども。

森田委員

33%という水準を問題にしているのではなくて、それを費用負担の調整代として使うという考え方が違うんじゃないですかということ、これは前から申し上げているんですけど、そういうことなんですよ。理屈がつかないんじゃないかと。さっき私が28億というのは予算に計上しないといけないからということをおし上げたんですが、多分そこを逆手に取られたというか、要するにそういう難しい金額を生み出さないために、そこを均等割で何とかしようというお考えだと思うんですけど。だからその考え方がちょっとこちらには沿わないです。

要はその追加負担は、我々は環境目的という大義名分があれば追加負担をしましようと言っているんですけど、いやそれを均等割に置き換えましよう。そういう御提案だとこちらは捉まえていますので、いや均等割とはそんなものじゃないですよということ。もちろん施設建設費とか運営費に、これは使途が限定されるわけですから、それはそれなりの水準というものがありますよね。均等割の議論は随分今日もやりましたけど、その原則というのは、こちらとしてはその調整代に使われるとちょっと違うなということ。す。

だから、大義名分が立てば別に28億が30億だって、三十数億、どこまで行けるかというのはありますけど、膨らんだって構いませんよ、こちらは。じゃあ幾らまで出すのという話になっちゃうんでしょうけど。そこは御相談ですけど。その協議はできますけど、大義名分のないところにお金は出せませんということになっちゃうんですね。出せませんというのは失礼な言い方ですけど。そういうきれいごとはどうでもいいから、ビジネスの話をしようというのだったら、それはそれでいいと思うんです、これまでの検討会議の積み上げとは全然違いますけど。だけど、ビジネスだったら取引の相場というものがあるじゃないですか。それが最頻値であったりするわけでしょうけど。それに何か理屈をつけてやっていこう、均等割率に置き換えていこうというのはある程度、先ほど来申し上げているように、理屈がつくのであれば、それは何も10%、ゼロ%にこだわりませんが、ただ、そのメリットを等分にするために逆算して設定するというのは、そこのお考えまでは歩み寄れないというのが率直なところです。

宮島委員

そのところは理解したつもりなんですけど、それでしたら理屈でつく均等割の率は何%とお考えでしょうかということだけお聞きしたかったです。

森田委員

先ほどの他市の例のところでも言いましたとおり、今までここで議論した中では、芦屋、西宮間のその特殊事情というのはいないですから、最頻値というものを基準と考えるべきだと思っています。

いや、これは前々回ぐらいに申し上げたんですよ。私は別にその最頻値でないといけないとかは言ってないですよ。ほかに理由がつくんだったらほかの率でもいいけれども、何か御意見はありませんかと言ったとき、そちらさんからは何も意見が出なかったんですよ。だからその点については御理解いただけたかなと思っていたんですけどね。で、今日も言いました。理屈がついて市民、議会に説明ができるのであればいいけれども、今出てきた理屈というのは効果額を均等するために逆算したらこの率になりますというお話ですよ。それを私はよう説明しませんわ、自分のところの市民、議会に、ということです。

宮島委員

分かりました。要するに説明できるとしたら、最頻値が分かりやすいなという御意見だったと理解いたしました。

我々といたしましては、そのところはいろんな考え方があって、西宮市に対する、言い方がどうかは分かりませんが、配慮のところを均等割で見えていただきたいなという思いがあったのは前にもお伝えしたと

おりでございます。

もう一つ、だから予算で金額を移しましょうという御提案のところでございますが、これがなかなか私どもとしてのみにくいところございまして、先ほども申し上げましたとおり、コンクリートされると本当に均衡化できているのかどうか分からない。何か大きな費用が出ることになる、結局ごみ処理量割で負担をお互いにするということになりまして、結果的に西宮市が大きな負担を負う可能性が残っているんだなと思っております、一定費用負担のところは方程式のような計算式で両市が分けられているという考え方を取りたいと。固定金額ですと、そこを精算するという話があるのであれば考えようがあったんですが、どうも前段のところでお聞きしますと、それは精算しようがないので、そのとおりだとは思いますが、金額を固定されるとなかなか危険負担を西宮市が負うのではないかと考えておまして、今日の時点で考えてきたところは、そこはなかなか受けられない。

仮にそのお金を自由に使うということであればお受けできるかもしれませんが、それも予算上の制約からいって、私も役所の人間ですので、なかなかそういう出し方は難しいだろうとは理解できますので、そこは難しいことは分かりますけれども、今おっしゃっている28億を動かすスキームのところでは、我々もなかなか納得というか、お受けできないかなということが現状の感想でございます。

田村会長

では芦屋市さんは、今までお聞きしていた意見の中で御提案いただいていると受け止めさせていただいていいですか。

特にこれ以上、何か御提案なさることはありますか。ないですね。西宮市はいいですか。

宮島委員

はい。

田村会長

そうしますと、これまでの議論を聞かせていただきますと、芦屋市さんで費用を移転するという話について、財政規律上、芦屋市にとっての公益性が必要だというのはよく理解していますけれども、これまでもお伝えしていますように、その考え方そのものが西宮市の、特に議会あたりで理解が得られていないことはずっとお伝えしてきたところでして、そのところが、それを解決するに当たって均等割の考え方を入れるという提案をさせていただいたんですけれども、それも受け入れるということには至らないということです。

効果額の均等につきましては、今の議論を聞いていますと若干寄りつきの可能性はあるのかなとは思いますが、どうしてもその費用負

担のところで寄りつく可能性が全くないと理解させていただきます。

また電力につきましては、これはまだ全然煮詰まっていない状態で、なかなか早急に煮詰めるということは難しいかなとも考えさせていただきます。

そうなりますと、これまでお示ししてきました施設整備のスケジュール上、検討会議につきましては本日が最後と考えておりますので、検討会議において両市の意見を一致させることは難しいと、これまでの議論を聞いていて判断いたします。

そこで提案させていただきますけれども、検討会議の結論といたしましては1つの意見にはまとめ切れないということで、両論併記でいきたいと思いますけれども、この点はいかがでしょう。

宮島委員

私は異議ございません。

田村会長

特に御異議がないようでしたら、それで進めさせていただきたいと思えます。

3 その他

田村会長

それでは、以上を資料の15ページの6、本日の検討結果として整理させていただきますと考えています。

それで要綱の規定によりますと、検討会議での検討結果は両市の市長に報告することになっております。このことにつきましてどういう形で報告をするのかと、報告の内容や形式等、御意見がありましたらこの場でお聞かせいただければと思いますが、いかがでしょうか。

森田委員。

森田委員

まず今日は、いつもそうなんですけど、失礼な物言いをたくさんいたしまして申し訳ございませんでした。改めておわびいたします。

また、こういう結果になったことは非常に残念ですが、両論併記はやむを得ないと思うんですけど、この検討会議として両市長に報告書上げるに当たって、両論を併記しただけで上げてしまったら、私が市長やったら本当にどないせいつちゅうねんということになると思いますよね。だから、結論を得なかったけれども、ここまで4年近くをかけて議論してきて、私一人かも分かりませんが熱くなって激論を交わした中で、やっぱり得たものはお互いにあると思いますので、到達したところはしっかりと書いていただいて、課題となったところはもちろん残るわけですけども、単に寄りつかんと、駄目でしたという形じゃなくて、何

かやっぱり成果というものはきっちり、両論併記ではあるけれども、それプラスアルファの何かは書き込めるような形にしないと。でないと、両論併記の報告書を受けた市長はどうするんでしょう。それで、後は市長よろしくなんてことにはならないと思うので、そのあたりがよく分からないんですよ。自分がもし市長やったら困るやろうなど、そのあたりをもうちょっと考え方を、皆さんはどうお考えなのかは分からないですけど、私はよく分からないので、何かもうちょっとイメージが湧くような形で御提案いただけるとと思います。

宮島委員

私もまだ具体的な案を持っているわけじゃなく、私個人の意見になるんですが、非常に事務局には汗をかいていただいて、いろんな調査をしていただいたと思うんです。車の量の調査、設備の将来の予測、そういったものはしっかり報告書の中で、こういう事実を調べて協議してきたという事実を中心に、私は載せていただいたらどうかなと思います。

そうした事実の中で、お互いの意見を記載していただき、どうなったんだというところの真摯な実態の中身の報告書で私はいいのかなと思っておりますので、これは私個人の意見です、西宮市としてまとめたものではございませんので、そういったところをしっかりと我々がやってきたことを報告書にまとめて上げていただいて、中身はもう事実のことしかありませんので、正副会長に一任すればいいのかなと思っておりますけども、そういった思いがあります。

以上でございます。

田村会長

報告内容について、ほかに何か御意見はありますか。

なければ今お二人から意見がありましたように、これまで協議を積み上げてきたその内容はきちんと書き込んでいくべきだろうとは思っております。それをしっかりと書いた上で、最終的にここで意見の一致を見なかったというところは両論併記という形でさせていただければと思います。

それでは、内容としてはこれまでの検討会議での協議内容をまとめるような形で、まずは事務局で報告案を作成していただいて、あとは会長、副会長で調整させていただくということではいかがでしょうか。

宮島委員

異議ございません。

田村会長

では御異議がなければそのようにさせていただきたいと思っております。

それでは、本日の予定しておりました議事につきましては以上でございます。

まず、事務局から何かありますか。

事務局（丸田）

ありがとうございました。本日の会議資料及び議事録につきましては、これまでと同様、後日両市のホームページで公表してまいりたいと考えております。

4 閉会

事務局（丸田）

いろいろ御意見を頂きましてありがとうございました。以上で検討会議としては閉会でございます。

冒頭ございましたように、本日をもちまして長らく協議をお願いしておりましたこの検討会議は一定役割を終えて終了になろうかと思えます。したがって会長、副会長からそれぞれ御挨拶をいただけたらと思います。

それでは恐れ入りますが、副会長の芦屋市、佐藤副市長より一言御挨拶をお願いいたします。

佐藤副会長

どうもお疲れさまでございました。特に審議の中でもございましたように事務局を中心にした両市所管課ですが、膨大な資料をまとめ上げていただきながら、何とかゴールラインを切れますように、両市で協力ができてきたと思っております。

ただ、29年4月にスタートさせていただいたときに、その取組のスタートラインが唐突な印象を与えたかもしれません。そのことから時間的にも非常に長きにわたって協議を調べていくための御苦勞をいただいたということにもつながっているのではないかと思います。

そもそも難しさは、人口規模でいいますと5倍の中核市である西宮市さんと、我々一般市である芦屋市が、これは標準財政規模で申し上げても約4倍の規模の差がございます。この2つの市がごみ処理を国や県の方針どおりに、単純に広域化を目指した場合には、本日も確認ができておりますとおり、西宮市さん側にはその効果額の配分が37億、我々側には93億、これは単純計算でこれがゴールラインです。それではやはり西宮市さんに対して申し訳が立たないだろうということで、これも最頻値を先行事例から求めますと、1割から2割の地域対策の協力支援金とか、それを負担金で出しておられるような自治体もございましたので、これでいいますと10億、20億です。ただその20億を超える場合には、超える場合にはと申し上げますよりも、短い期間の中でこの協議を調えるためにはという思いから、我々としてはこれを一気に均衡化することを考えまして、28億という水準をまず提示させていただきました。

これは前例がございませんものですから、これを抛出するには相当な理屈が要るだろうというところに対して、本日も西宮市さんから提案がございましたように、その理屈を整える必要のない均等割、これの導入はいかがですかということに関しても、これも両市が前向きに検討してきた経過がございますが、これとて今日も資料で提出されたように茨木、摂津の例、これが今後広域化を目指す団体さんの前例になっていきます。

それで額で移すのも均等割を導入するのも、全てが今後の前例、先例になる場合には、やはり我々にはこういう事情があったということが、大向こうに対して納得を得るだけの説明材料が要ると基本的には考えておりますので、どうしてもそういう論点から議論を交わしますと元に戻ってしまう。37億対93億に戻ってしまう嫌いがどうしてもございます。

これも申し上げてきたことですが、どちらか一方が例えば財政的に立ち行かなくなったりとか、あるいはどちらか一方が、今日も出ましたように建設用地の確保に困っているとか特殊な事情があれば、特殊な解決の仕方というのは当然のことながらこれは取り入れることができるんですけども、両方が、単独整備をやらうと思えばできる市同士が、今後は地球環境規模で環境を整える、あるいはこれを考えていくという立ち位置に立って、もし一緒になれば相当建設的な議論ができるのではないかとこのことを第1回のときの閉会の御挨拶の中で申し上げさせていただきました。

そういった事柄に相当なこだわりを持ってまいりましたので、本日は一言だけ言葉を添えれば、時間切れということになるのかもしれませんが、両論併記で一定の結論を得ずというのは、田村会長には非常なお骨折りをいただいて、ここまで誘導的役割を果たしていただいたことを含めると、私も残念であると思っております。

少なくとも検討会議の結論としては両論を併記するにとどまりますが、このことから申し上げましたように膨大な資料も生み出されておりますし、その資料に基づいて考え方の整理をされております。ある意味では他市に見受けられるように、他団体に見受けられるような特殊な事情というのは、西宮・芦屋の間には存在しなかったということも足を引っ張ったのかもしれませんが。

このことについては今後こういった手法、あるいは広域化を目指す団体さんの一定よき教科書になりますような結論を最終的には報告書の形にまとめ上げて、このことを併せて両市長にお届けができるように、最後までのお付き合いをお願い申し上げます。どうもありがとうございました。

事務局（丸田）

どうもありがとうございました。

それでは続きまして、会長の西宮市、田村副市長に一言御挨拶をお願いします。

田村会長

皆さん本当にお疲れさまでした。

私自身は平成31年4月からでして、実際には第9回の検討会議から関わらせていただいて2年弱になりますけれども、関わり始めた当初からこれは実現できるという思いの下に関わらせていただいておりましたので、このような結果になったことにつきましては非常に残念な思いでございます。ただ、お互いいろんなことを言い合った中で前向きな議論もできたかとは思っておりますし、いろんな検討もでき、それぞれのごみ行政について役に立ったという理解もしております。

ただ、この今日の議論の中でも出てまいりましたけれども、なかなかこちらのほうでは受け入れられないような内容につきまして御理解がいただけなかったのかなというところもありまして、そういうところについては非常に残念な思いでございます。隣接する2市でございますので、今後また同じように何か一緒にやろうという話は必ず出てくると考えています。その際にはお互いの立場、考え等について真摯に向き合っていけば必ずいいものができていくと考えております。今回の内容につきましても、きちりと報告書の形でまとめて、今後の両市の行政の発展につなげていければと考えています。

本当に事務局の方にまだしばらく御苦勞をおかけしますけれども、どうぞよろしく願いしまして、これで終わりの挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

事務局（丸田）

ありがとうございました。

それでは、本日は以上をもちましてこの検討会議を閉会させていただきます。ありがとうございました。

なお、お帰りの際でございますが、会場出口にございます消毒液を御利用いただいて、お気をつけてお帰りいただきたいと思っております。

本日はどうもありがとうございました。